ニ　証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1)　防護区域

(2)　見張人の詰所

(3)　監視所

二十五　［略］

二十六　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで、同項第二十号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十六号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中及び第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十五号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

［一～五　略］

（核物質防護規定）

第四十一条　法第四十三条の二十五第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

［六～十四　略］

十五　妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第三十六条第二項第二十五号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

［十六～十八　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第八　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。	2　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。	一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によって区画すること。
［二・三　略］	［二・三　同上］